

仕 様 書

1. 件名

特別養護老人ホームきらら大規模改修工事にあわせて行う介護ロボット・ICT等の導入工事

2. 設置目的

介護現場の業務効率化とサービスの質の向上を図るため、ロボット・ICT等を整備する。工事を連携させることにより、一気通貫の介護記録・入居者の安全性確保・職員負担軽減により作り出された時間を入居者支援に活かすと同時に介護者数減少対策とする。

3. 納入場所及び期限

納入場所 特別養護老人ホームきらら
富山県南砺市理休 247-1

納入期限 令和8年3月25日まで（領収書の発行が終えられること）
※研修実施期日は発注者と別途協議すること。

4. 調達内容

職員が無理なく操作でき、また、介護現場の生産性向上の取り組みが速やかに可能となるよう、次の条件を満たす製品を導入すること。

① 見守りカメラ、ベッドセンサー、ナースコールシステム一式

調達物品	数量（主な内訳）
ナースコール、見守りカメラ、 ベッドセンサー機器 一式	* ナースコール：121台（全床、静養室、トイレ、脱衣室、浴室、応急用） * 見守りカメラ：101台（全床、静養室） * ベッドセンサー：4台（生体反応検知タイプ） * クライアントパソコン：4台

求められる性能・要件

- (1). センサー、ケアコール設備、行動検知・通知システム一式について、保守窓口の1本化が可能、かつ各機器が適切に連携できる製品を納入すること。
- (2). 新たなシステム開発を必要とせず、パッケージとしてシステム制御するソフトウェアを用意・納品し、一括してシステムの設定・構築作業まで行うことが可能であること。
- (3). プライバシーに配慮し被介護者の行動を検知した場合にのみ映像による確認が可能な機能であること。
- (4). クラウド版とする。
- (5). 構築・設定内容は、利用施設担当者と協議の上で構築・設定し、構築・設定した内容は保守業者ともに十分に情報の共有を図ること。
- (6). 見守りカメラは、天井に取り付けることにより、対象者が使用するベッドに配線等の設備がない状態であること。
- (7). 居室を移動した後に簡便な操作により対象ベッドなどの設定を介護者自身が行えること。
- (8). システム内の各機器の異常を検知し、検出したエラーの記録が可能であること。
- (9). リモートメンテナンス機能を有し、システムへのコマンド操作が可能であること。
- (10). 同時に採用する介護記録システムと連携するソフトであること。
- (11). 導入した機器等は、管理番号等を付したシール及び備品シール等を発注者と協議の上貼付すること。
- (12). 納品物の保守に関して、一元的に管理責任を負い、システム機器及び関連ソフトウェアについて、一括して保守を行うこと。
- (13). コイン電池等の消耗品・LAN ケーブルを除く全ての納品機器について、施設と協議の上、オンサイト及びリモート保守を行うこと。
- (14). 導入後に発生する保守費用は 利用施設に別途施設と協議のうえ契約をすること。
- (15). 納入するすべての機器の障害時に、電話対応できる一本化された保守受付窓口を設けること。
- (16). 保守対象は、コイン電池などの消耗品を除く全ての納品機器とする。なお、キー破損及びバッテリーを要因とし稼動しない場合のほか、発注者の故意・過失に因らない通常使用によって生じた破損部位の交換作業も保守対象とすること。
- (17). 調達するソフトウェアの修正、機器交換時のソフトウェア再インストールも当該保守に含むものとする。
- (18). 障害発生時には、障害の確認および、原因の特定、復旧動作確認、記録、報告を行うこと。

- (19). 十分な検証を行った上でソフトウェア更新モジュールの適用やセキュリティパッチなどの更新を行うこと。システムのダウンタイムは最小限に抑え、実施時間帯は施設担当者と協議の上、行うこと。
- (20). 研修は利用施設の利用者に対して実施する研修で、整備する ICT 環境を使った新しい業務ルールを利用施設担当者と協議のうえ、専用トレーナによる使用方法の習得を支援する内容であること。なお、研修対象者は利用施設と協議のうえ決定すること。
- (21). システムの稼働前より導入システムの理解を図るための説明会を実施すること。システムを利用した業務ルールの設定を支援し、運用の定着や操作の習熟までの研修計画を利用施設担当者と協議すること。
- (22). 研修の終了後、実施状況報告書を提出すること。
- (23). 研修日程や利用施設内での作業等は、施設担当者と十分に協議の上、決定すること。

②介護記録システム

調達物品	数量（主な内訳）
介護記録システム 一式	* 介護記録ソフト：20 台（パソコン同時接続ライセンス）

求められる性能・要件

- (1). 介護記録システム一式について、保守窓口の 1 本化が可能、かつ各機器が適切に連携できる製品を納入すること。
- (2). パッケージとしてシステム制御するソフトウェアを用意・納品し、一括してシステムの設定・構築作業まで行うことが可能であること。
- (3). クラウド版とし施設内で管理されたネットワーク環境の管理されたパソコンによってウェブで記録閲覧することができること。
- (4). 介護記録のほかに介護報酬請求を行えること。
- (5). パソコンの同時接続台数はライセンス数とするが、その他、管理下に置かれたパソコンやモバイル端末数に制限を設けないこと。
- (6). 介護職員等が手持ちの端末からはタッチ方式の入力のほかにハンズフリーでも記録入力が行えること。

- (7). 同時に採用する見守りカメラ、ベッドセンサーとの連携により行動記録が行えること。
- (8). 法改正によるバージョンアップが速やかに行えること。
- (9). 端末を所持する介護者等間の連絡情報共有が手持ち端末あるいは端末に接続されたインカムによって行えること。
- (10). 事業所の運用にあわせて、記録・帳簿・グラフ作成がカスタマイズできること。
- (11). 介護記録システムを利用する者向けに、操作指導研修を行うこと。実施方法は施設担当者と十分協議の上、決定すること。

③インターコミュニケーションシステム

調達物品	数量（主な内訳）
インターコミュニケーションシステム一式	* インターコミュニケーションシステム：36 台

求められる性能・要件

- (1). 職員がシステムを利用するために所持する携帯端末に専用システムを利用するためのアプリケーションをインストールしており、介護記録のデータの入力および携帯端末を通して職員間の情報共有を会話で行なうものであること。
- (2). 専用システムを利用するためのアプリケーションをインストールし、その動作確認が確実に行われていること。
- (3). 採用する他システムとの連携動作が確認されていること。
- (4). 携帯端末とBluetoothにより接続し、バッテリー駆動時間は15時間以上を保ち、指向性マイクを備えること。
- (5). 携帯端末に連動しコールスイッチを押下による通知、携帯端末とセンサーボックス間の通話が可能であること。
- (6). 携帯端末に連動し行動検知センサーによる検知結果の通知時、対象者に対する声掛け通話が可能であること。
- (7). 骨伝導または空気伝導であり使用者の外耳道をふさがらない音声伝達構造であること。
- (8). 防水防塵性能はIP55以上であり、アルコールによる消毒が可能であること。

④通信ネットワーク

調達物品	数量（主な内訳）
通信事業設備工事 一式	* WiFi 認証システム * 無停電装置

求められる性能・要件

- (1). 既存通信設備と新設通信設備の調整を行い、ナースコール・見守りシステム・介護記録システムの連携に支障がない状態とすること。
- (2). 通信範囲は別に指示する図の通りとし、範囲内において通信の断絶が発生しない状態とすること。
- (3). 既存通信設備インターネット回線が不足する場合は新規に回線を増設すること。

⑤携帯端末、タブレット端末

調達物品	数量（主な内訳）
携帯端末等一式	* スマートフォン 36 台 * タブレット端末 4 台

求められる性能・要件

- (1). 職員がシステムを利用するために所持する端末で、専用システムを利用するためのアプリケーションをインストールしており、行動通知の通知処理及び介護記録のデータの入力が行えるものであること。
- (2). 専用システムを利用するためのアプリケーションをインストールし、その動作確認が確実に行われていること。
- (3). 通知・映像：行動検知センサーによる通知受信時、携帯端末より当該居室のライブ映像をストリーミング再生できる機能を有すること。
- (4). 防水防塵性能：IP68 以上の防水防塵性能を有すること。
- (5). 保守窓口の一元化：納品物の保守に関して、一元的に管理責任を負い、システム機器及び関連ソフトウェアについて、一括して保守を行うこと。

5. 研修、運用定着支援

- ① 実施内容：整備する ICT 環境を使った新しい業務ルールを利用施設担当者と協議のうえ、専用トレーナによる使用方法の習得を支援する内容であること。
- ② 実施方法：システムの稼働前より導入システムの理解を図るための説明会を実施すること。システムを利用した業務ルールの設定を支援し、運用の定着や操作の習熟までの研修計画を利用施設担当者と協議すること。
- ③ 報告：研修の終了後、実施状況報告書を提出すること。

6. その他

- ① 機械装置及び周辺装置への配線等は、当施設と十分協議したうえで実施すること。
- ② 取扱説明書、関係書類等を一式提供すること。
- ③ 稼働方法説明、導入前後の評価、分析のための支援を行うこと。

